

◎新潟県告示第104号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	25者	宮古木上島9番1ほか445筆 42.8ha
阿賀野市	11者	金湊居前甲133番ほか82筆 11.5ha
胎内市	6者	築地道端4623番ほか18筆 7.2ha
聖籠町	2者	真野庄八島1953番ほか7筆 0.8ha
新潟市	62者	北区新鼻古囲内610番ほか591筆 66.3ha
五泉市	1者	下大蒲原山ノ下65番ほか10筆 1.6ha
三条市	10者	上保内二ツ山丙253番1ほか151筆 12.5ha
燕市	18者	長所沖乙81番3ほか163筆 19.8ha
田上町	1者	曾根新田2330番1ほか6筆 1.6ha
弥彦村	1者	境江中空潟229番 0.1ha
長岡市	4者	十日町白倉165番ほか68筆 5.8ha
見附市	5者	椿澤町大昭1322番1ほか12筆 5.9ha
魚沼市	49者	並柳1376番1ほか600筆 23.7ha
南魚沼市	1者	鰻島20番1ほか23筆 0.3ha
十日町市	1者	荒屋ア433番 0.2ha
津南町	1者	赤沢2966番1ほか8筆 1.5ha
糸魚川市	1者	羽生1889番2ほか3筆 0.4ha
佐渡市	68者	下久知城戸口2602番ほか830筆 120.2ha
合計	267者	3,035筆 322.2ha

2 申請年月日

平成30年1月26日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。